

## テーマ 『自民党改憲草案、「緊急事態条項とは」』

話題提供 岡本浩明さん（弁護士）

はじめに司会から安倍政権の改憲策動の動きや3月に報道ステーションで放映された「ヒットラーとワイマール憲法」(DVD)の活用の紹介がありました。本題の岡本さんの講演はレジメに沿って、2012年4月に出された自民党の改憲草案の緊急事態条項を詳しく解説されました。はじめに「国家緊急権」とは、「戦争・内乱・恐慌・大規模な自然災害など平時の統治機構をもっては対処できない非常事態において・・・国家権力が、立憲的な憲法秩序を一時停止して非常措置をとる権限」との定義を説明され、つづいて「自民党の考える緊急事態条項」について、自民党改正草案の98条、99条をつぶさに解説されました。

98条では、「内閣総理大臣は・・・外部からの武力攻撃、内乱、大規模な自然災害・・・緊急事態において、閣議にかけて緊急事態の宣言を発することができる」、そして②項で、その宣言は・・・事前又は事後に国会の承認を得る、③項では解除について、国会で「不承認」の議決があったとき、④項では②、③の国会の承認は「5日以内」というもの、そして

99条では、緊急事態の宣言が発せられたとき、内閣は「法律と同一の効力を有する制令を制定できる」ほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出を行い、地方自治体の長に指示ができるとされ、②項で制令の制定の国会承認は事後となっている。そして③項では「何人も」「緊急事態宣言の下では・・・国その他公の機関の指示に従わなければならない」とされている。④項では宣言が効力を持つ間、衆議院は解散されないし、両議員の任期、選挙期日の特例を設けるとされている。

まとめとして、岡本さんは「緊急事態条項が必要か」と(3)のところで、議論としては決着済みであり、憲法改正ではなく、法律で対処すべきだとし、大災害を改憲の口実に行っているが災害対策基本法上の緊急制令や自衛隊法による災害派遣、警察法による警察の統制など5項目の法令を例に挙げ、現状で対処できる仕組みが既に存在すると説明されました。

では、なぜ、緊急事態条項を改憲のはじめに据えてきたのか？戦争のために必要としていることが批判を込めて語られました。戦後、70年緊急事態条項などなしできた。そもそも、そうした事態を招かないように(外交努力など)するのが本質ではないかと。

「安全保障環境が変わったから必要だ！」との論法には、「安全保障環境」を変えたのは誰か？何によっ変えたのか？と考える設問をされました。そして、戦争を招くような事態をつくらぬこと、憲法を止めてしまうということを絶対に許してはならない。また、次の参議院選挙では改憲勢力に3分の2をとらせず、発議させないよう説かれました。岡本さんの提起のあと、参加のみなさんから改憲と戦争に暴走する安倍政権への怒りや、「緊急事態条項」の怖さなどが語られました。